

# 東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と *Guía de pecadores* との関係について

## ソブチエック・マウゴジャータ

### 序説

本稿は、東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と、十六世紀のスペインの偉大な思想家・説教師たるルイス・デ・グラナダが著した、サラマンカ版 *Guía de pecadores* (『罪人の導き』) との関係について論ずるものである。両者の対照比較を通じて、また当時の史料を手掛かりに、これまで知られていなかった *Guía de pecadores* の抄訳が存在したことを明らかにするとともに、本写本の成立に関わる新たな事実を浮かび上がらせる。

本研究にいうところの『吉利支丹抄物』とは、旧高槻領の一部にあたる大阪府三島郡清溪村大字千提寺(現在は茨木市に編入)の東

藤次郎氏宅(旧キリシタン家)から、一九二〇年、数多のキリシタン遺物とともに発見された国字の古写本である。発見直後、大正九(一九二〇)年十月一日の『大阪毎日新聞』紙上「全く珍中の珍」と報ぜられ、新村出氏をはじめ、諸賢の注目するところとなった。<sup>①</sup>しかしその後、他のキリシタン資料群の中に埋没し、新村氏の研究成果がほとんど深化を見せずに、長い年月が経過してきた。これは、本資料が題名も奥書の類も一切持たず、成立事情を容易に知る術がないことに大いに起因していると考えられる。

本稿の筆者は以前、『吉利支丹抄物』の大半を占める「一七日にわくる最初のめぢさんの七ヶ条」(以下、「七ヶ条」と略称)は、『*Tratado de la oracion y mediación* (『祈りと黙想論』、以下 *Tratado...* と略称)の邦訳であることを明らかにした。<sup>②</sup> その際に詳述したように、『*Tratado...*』は、ルイス・デ・グラナダの名著 *Libro*

*de la oración y meditación* (『祈りと黙想書』)をペトロ・デ・アルカンタラが短縮して出版した書であり、その著者については、議論の分かれるところである。しかし、ルイス・デ・グラナダの手になった *Libro de la oración y meditación* を抜きにしてその短縮版は生まれ得ないのであって、異説はあるものの、同書はルイスの考案によると考えてよいものであった。

本稿では、『吉利支丹抄物』にルイス・デ・グラナダの影響が随所に認められ、本写本の一部分が同氏の *Guía de pecadores* (以下、*Guía*..) と略称することがある) に基づいていることを述べていく。その中でもまず、前稿に関連することから、論を説き起こしていくことにしよう。

## 1 「七ヶ条」と *Guía de pecadores*

*Guía*.. は、周知の通り、長崎のコレジオにおいて共同作業によって邦訳され、上下二巻本『ぎやどべかどる』(以下、『ぎやど』と略称することがある)として一五九九年に刊行された。このルイス・デ・グラナダの名作に基づいた『ぎやど』に共通する部分が、『吉利支丹抄物』に書写された「七ヶ条」のうちに見出されるのである。

訳文 1 発心者あるぜによと申大善人御末期に及ばせたまふ時、

既に恐れ玉ふ御心深く、並み居玉ふ御弟子たち御気色を見及び申「す」。いかに *pe*<sup>(5)</sup>何とてさほどまで恐れ玉ふぞ、と云ば、今新き事にあらず。存命の間持ちたる恐れ也、と返事させられたると也。<sup>(6)</sup>「七ヶ条」50丁オ〜50丁ウ。

これは、死を主題とする黙想に引用された、アルセニオス(あるぜに<sup>(7)</sup>)の臨終を語るくだりである。「七ヶ条」は、『*Tratado*..』の日本語訳と認められるが、この箇所を原文と比較してみると次の通りとなる。

原文 1 De Arsenio se escribe que estando ya para morir, comenzó á tener. Y como sus discipulos le dicesen: Padre, y tú agora temes? respondio: Hijos, no es nuevo a mi este mi este temor; porque siempre viví con él (*Tratado*..).<sup>(8)</sup>

〈邦訳〉アルセニヨについて、彼が今にも死にそうになった際、震え出したと書かれてある。弟子たちが彼に「父よ、あなたは今恐怖をお持ちですか」と聞いたところ、「わが子らよ。この恐怖は私にとって新しいものではない。私は常にそれを持って生きたのだ」と答えた。<sup>(9)</sup>

「七ヶ条」・ *Tratado*… ともに、大聖たるアルセニオスでさえも、いざ死に際になると、恐怖に駆られずにはいられなかったことを伝える逸話である。しかし、両者をよく読み比べると、全体の内容上の類似はともかく、等閑視しがたい相違点もあることに気付く。それはすなわち、アルセニオスが弟子たちに囲まれたという情報（七ヶ条）の「並み居玉ふ御弟子たち」という箇所が *Tratado*… に見当たらないということである。この情報は、翻訳者の私によるものであるうか。それとも何か別の資料によるものであろうか。この点をまず検討しておく必要がある。

このことを説明する上で、『ぎやど』がアルセニオスに関する同一の逸話を引用していることは見逃せない。以下、「七ヶ条」と *Tratado*… を、同じ原著者の手になった『ぎやど』（訳文2）と *Guía*…（原文2）との対応箇所と比較してみる。

訳文2　されば\*さんと・あるせによ最期に臨んで深く恐れを懐き給ふが故に御弟子達をあやしみ、如何に御親、かゝる時節となりて何事を恐れ給ふぞと問ひ奉られけるに、さんと答て宣く、此恐れわれにをひて珍からず、生る間も恐れずと云事なして、<sup>(11)</sup>『ぎやど』]

原文2　Y sancto era también Arsenio, el cual estando ya

para morir cercado de sus discipulos, comenzó a temer este trance de tal manera, que los discipulos entendiendo su temor, le dijeron: Padre, ¿y tú agora temes? Á los cuales respondió el sancto varón: Hijos, no es nuevo en mí este temor, porque <sup>(11)</sup> *siempre viví con él.* (*Guía*… Libro I, Capitulo VII)

〈邦訳〉アルセニヨもまた聖人だった。「彼は」弟子たちに囲まれて、今にも死にそうになった際、震え出した。その震え方から、弟子たちがその恐怖を察知し、彼に向かってこう言った。「父よ、あなたは今恐怖をお持ちですか」と。彼は彼らに答えていわく「わが子らよ。この恐怖は私にとって新しいものではない。私は常にそれを持って生きたのだ」と。

「七ヶ条」と『ぎやど』とは、紛れもなく同一の内容を持つ逸話である。原著者が共通するため、同じエピソードが紹介されることも、それほど驚くにはあたらない。しかし、それらの邦訳を比較してみる時、二つの留意すべき点を指摘しておきたい。一つ目は、両者の細かい言葉遣いが異なることである。二つ目は、アルセニオスが弟子たちに囲まれたという情報が『ぎやど』に存しないことである。

まず、語句の使い方に注目すると、たとえば、アルセニオスが臨

終を迎えたことについて、「七ヶ条」で「御末期に及ばせたまふ」と表現されているのに対して、『ぎやど』では「最期に臨ん」だと表現されている。また、前者に見られる「いかにpe」という呼びかけが、後者において「如何に御親」となっていたり、「七ヶ条」の「存命の間」に対して、『ぎやど』が「生る間」という表現をとっていたりする。このように見ると、両書は同一のエピソードを伝えるものの、まったく同一の表現をとっているわけではないことが確かめられる。

次にもう一つの留意点は、言葉遣いに加えて、アルセニオスが弟子たちに囲まれたことが「七ヶ条」にしか含まれていないことである。後述するように、本稿は「七ヶ条」を『ぎやど』に先立って成立したものと考えるが、仮に『ぎやど』が「七ヶ条」より先に成立していたとしても、それが「七ヶ条」に影響を与えたとは考えにくい。したがって、両者は一応無関係に出来上がったと考えるべきであろう。

両邦訳の作成年代に開きがあったことは、翻訳態度からもいくらか窺うことができる。たとえば、*Tratado... Guia..* の「父」という表現が『ぎやど』で「御親」に置き換えられているのに対して、「七ヶ条」では原語のまま「pe」として言い表されている。また、原文の「新しいものではない」という箇所がそれぞれ『ぎやど』において「珍からず」とし、「七ヶ条」において「新き事にあらず」

として訳されている。大雑把に言って、「七ヶ条」の方が一語一語をほぼ忠実におっている、原文直訳を重視した態度と言えよう。一方、『ぎやど』は、より自由でそれなりに彫琢されたものと認められる。両者の前後関係を考えると、やはり「七ヶ条」が長崎版『ぎやど』よりもやや早い時代に遡るのではなからうか。

以上を踏まえた上で、*Tratado...* に対応箇所を持たなかった「七ヶ条」の「並み居玉ふ御弟子たち」という情報に戻ろう。*Guia...* を見直してみると、そこには「*cercado de sus discipulos*」という文言が存することがわかる。本稿は、この部分が「七ヶ条」の付加された内容「並み居玉ふ御弟子たち」の出所であったと考えたい。前稿で論じたように、「七ヶ条」は全体としては *Tratado...* を原拠としている。しかしこの部分のように、同一の逸話が *Tratado...* と *Guia...* でともに紹介されている場合には、本書の翻訳に携わった人物は、*Tratado...* に見当たらない情報を *Guia...* から補う方法をとったと想像される。当然その人物は、*Guia...* を直接に参考にしたか、少なくとも情報を補える程度にはその知識を備えていたことになる。

ここで注意を喚起しておきたいのは、長崎版『ぎやど』が伝播した範囲は、『吉利支丹抄物』の発見地である千提寺にまで及んでいたということである。同村中谷仙之助宅に現伝する『ぎやど』の書写本がそれを裏付ける。<sup>12)</sup>『ぎやど』の邦訳が本地域まで流布するよ

うになった後であれば、「七ヶ条」の作成者がそれをあえて利用しなかったということは考えにくい。したがって、本写本の翻訳は、その伝来よりも前の時代に、独自に行われたと考えるのが妥当であろう。

## 2 「くわん念の条々」と *Guía de pecadores*

前章では、『吉利支丹抄物』の一部がルイス・デ・グラナダの *Guía*... から影響を受けたのではないかと考えた。そこで考察した類似が、その一カ所の語句にのみとどまるならば、ここまでの推論は不確実なものと言わざるを得ない。しかし *Guía*... との類似関係は、先の一エピソードだけに認められるのではない。管見の限りでは、『吉利支丹抄物』所収の「くわん念の条々」と題された章節も、*Guía*... と浅からざる関わりを持っているように思われる。そして、その関わりは内容の面でも、語句のレベルでも見出すことができる。取り上げた資料の類似のあり方を明らかにすべく、*Guía*... の中から「くわん念の条々」と照応するいくつかの部分を取り出し、読み比べてみよう。その際、その翻訳が、異訳たる『ぎやど』とどのような関係にあるか対照させるために、長崎版の本文も併せて掲げる。

### 例 1

原文 Entre estos beneficios el primero es el de la creación:  
(*Guía*...)<sup>13)</sup>

〔邦訳〕それらの恩恵「天主の恩恵」の中で、第一には創造の恩恵がある。

訳文 1 此御恩の中に我等を作り給ふ事「第一」の御恩也（くわん念の条々）114丁ウ）

訳文 2 然に諸の御恩の中の礎といふハ我等を御作なされし事也、(『ぎやど』)<sup>14)</sup>

数多くの天的な恩恵の中から、創造を最も大切な恩恵として挙げている点で、「七ヶ条」と『ぎやど』とがいずれも原文と見事に一致していることは特筆すべきであろう。細かく見ると、両者の原典と思しき *Guía*... は創造をありとあらゆる恩恵の元としているのみならず、それを具体的に「第一」の恩恵と表現している点で、「くわん念の条々」の「尤第一」により近いといえることができる。

この短いくだりに限って言えば、「くわん念の条々」と『ぎやど』はいずれも *Guía*... と同様な内容ではあるが、表現の面では「くわん念の条々」の方が *Guía*... をより忠実に訳出していると言つてよからう。なお、このような短文の類縁関係を元に、「くわん念の条々」の成立について断言するのは早計に失するとの批判を免れま

い。もう少し本文の他の部分でも比較する必要がある。

そして例1以外の箇所においても、*Guia...*と「くわん念の条々」  
との間には著しい一致が見えてくるのである。

## 例2

原文 porque según toda ley, es el hombre deudor de todo lo que ha recibido. Y pues por este beneficio recibió el ser que tiene (que es el cuerpo con todos sus sentidos, y el ánima con todas sus potencias) sigüese que todo esto está obligado á emplear en su manera en el servicio del Hacedor, so pena de ser ladrón y desconocido á quien tanto bien le hizo (*Guia...*).

〈邦訳〉なぜなら、ありとあらゆる法律のもとで、人間は受けたすべてのものに対して、債務を負う。そして、かの恩恵「創造の恩恵」によって、「人間が」この存在を受けたので、(それ「存在」はすなわち、すべての感覚器官を備えた身体とすべての能力を備えた靈魂であるが)、結果として、「人間は」できる限り、すべてを以て創造主への奉仕に努める義務がある。「そうでなければ」泥棒でかつ、かくも多くの善きことを誰によってなされたかについて無知な者、と見なされる危険に晒されてしまう。

訳文1 されば、何国の法にも物を請けたる人ハそれ請たる程の物にて請ケ負ふと云事也。どうす我等を作り給ふ御恩を以テ我身に備わる程の事、色身六根をはじめとして、智慧・命・わかきまでも御作者御主ヨリ与へくだされたるものを以テ、御作者へ御奉公「す」べき事本意の中の本意也。御奉公を欠く者ハ盗人同然也（「くわん念の条々」116丁オー116丁ウ）。

訳文2 いづくの法にも人より預かる物ハ返さずして叶ざるごとく、我等を御作なされしより以来五体六根を初めとしてあにまの智慧に至まで悉くdeusより預り奉るが故に御奉公の忠勤を抽で奉らずして叶ハざる儀也、さなきにをひてハ御恩を知らぬ盗人に等き者也、（『ぎやど』）

例2において、「くわん念の条々」と『ぎやど』は冒頭から末尾に至るまで、ほとんど過不足なく重複していることは、明白である。言々々に言及することはできないが、試みにいくつかの表現を取り上げてみよう。たとえば、「くわん念の条々」の書き出しに見られる「何国の法にも」という表現に対して、『ぎやど』は「いづくの法にも」という表現をとっているし、前者の「色身六根をはじめとして、智慧・命・わかきまでも」に対して、後者は「五体六根を初めとしてあにまの智慧に至まで」となっており、順序の配列・

意味ともに見事に一致している。末尾を、「くわん念の条々」は「盗人同然」としているが『ぎやど』においては「盗人に等しき者」となっている。このように見てくると、両書の間には、全体の意味に加えて、詳細な言葉遣いにおいても、単なる偶然で片付けられない類似性を見出すことができるのである。

そしてこのような言葉の類似は、段落によっては、ほとんど同文と言つてよいほどに甚だしく接近することさえある。そのような一例として、次の例3を挙げておく。

例3

原文 Y si como dice Séneca. los que recibieron beneficios. son obligados á imitar las tierras fértiles. las cuales dan mucho mas de lo que recibieron. ¿ cómo responderemos á Dios con esta manera de agradecimiento? pues no le podemos dar mas de lo que del recebimos, por mucho que le demos. Y si no guarda esta ley el que no da mas de lo que recibió. ¿ qué diremos del que aun no da lo que recibió? (Guía...)<sup>(21)</sup>

〔邦訳〕そして、もしセネカが云うように、恩恵を受ける人々は、受けた分よりもはるかに沢山のものを返す肥沃な地に倣わざるを得ないのであれば、この種の謝意を以て「恩恵を受ける私た

ち」神に対してどのように答えることができようか。彼にどんなに沢山差し上げても、彼から受けたもの以外に、差し上げられるものは何一つもないのである。そして、受けたもの以上何も差し上げられない人がこの法を守れないのであれば、受けたもののさえ差し上げようとする人について何と言つたらよいだろうか。

訳文1 ある学匠の曰く、物をうけた□<sup>ま</sup>熟地に種を落としたるがごとし。一粒を万倍にして返す事也。しかれば、どうすヨリ請奉るものをもてせめて其程々をだにさ、げ奉つらん寛大は言語道断也。事さら、此御奉公ハ与へくだされたる御恩を奉じ奉るのみにあらず（「くわん念の条々」118丁オ～118丁ウ）。

訳文2 學者の云く、恩を受けたる者ハよき地の種を受たるごとく一粒を萬倍にして返すべき事也と、去バ、此等の御恩に對して其を報じ奉らぬ我等ハ何と成べきや、受奉る御恩に對して報じ奉らぬさへ科となるにをひてハ、其身に應ずる御報謝を致さる事ハ如何、あらんや、（『ぎやど』）<sup>(22)</sup>

例3で注目されるのは、「くわん念の条々」と『ぎやど』が、全体の内容に加えて、表現上までも酷似していることである。まず、

両者は原文に見られる「Seneca」という人名を省略し、「学匠」・「學者」としている点で、共通する翻訳方針をとっていると見えよう。続きを見ると、報恩について肥沃な地に倣って「受けた分よりもはるかに沢山のことを返す」べきという原文が、「くわん念の条々」では「一粒を万倍にして返す事」、「ぎやど」では「一粒を萬倍にして返すべき事」となっており、まったく同じ慣用表現をとっていることがわかる。本稿では、「くわん念の条々」を『ぎやど』より先行して成立したものと考えたいが、例3において、両者の訳し方に相通するところがあり、少なくとも一部については前者の訳し方が後者に受け継がれたことを示すであろう。

ここまで論じてくれば、「くわん念の条々」と『ぎやど』との縁関係がいよいよ確かなものとなり、両者が共通する原典に基づき個別にできた邦訳であると解釈することができよう。ただし、部分によっては、両資料の本文に対応が見出しにくい部分もあることは断っておかねばならない。

#### 例 4

原文 del cual por ser tan conocido, solamente diré que por este beneficio está el hombre obligado á emplearse todo en el servicio del Señor que le crió. (...) (Gua...)

〈邦訳〉よく知られていることなので、それについては、人間は、かの恩恵のため、自らを作り給うた「天」主への奉仕にすべてを捧げる義務がある、ということをやうにとどめる。

訳文1 爰にて我身の出で来ヨリ後を案けよ。先我五体六根は一敵の露の滴り也。しかるを目・口・耳・鼻ヨリ智恵・命・力を請テ出る事、父の仕業か、母の営みか。父知らず母知らず。我又さらに知らずんば、御作者無くして我あらぬや。是を喩ふれば、父は鍋・釜の下地に成鉄の湯□こ、ろ也。母はい□たのこ、ろ也。熱も知らず中よりしてちう□な形竹などの形を請ケテ生ずる事、全く此もの、仕業にあらず。只いかしの業成が如く。是を教典の言葉にはかうざ・まてりあるとかうざ・ほうる(26)まるゑひしゑんて・かうざ(27)是なり。云ふ。でうす父母を以テ人を作り給ふ事もかくのごとし「くわん念の条々」114丁ウ〜116丁オ。

訳文2 是萬民の知處なれば細に論ずるに及ばず、只此御恩に依て全くわが身を捧げ奉らずして叶ハざる道理を顕すべし、  
〔(28)「(29)やど」〕

これは例1の後続部分にあたり、この部分の前後は一致するのであるが、ここで「くわん念の条々」に記された内容は、『ぎやど』



とも *Guía*... ともまったく異質なものである。具体的に言えば、ここでの『ギヤド』は *Guía*... に忠実な形をとり、創造論を周知に属する事柄として、割愛している。それに対して、「くわん念の条々」は、創造について省くことなく、詳しい解説を付け加えている。一見して、この箇所は決定的な違いに見えるかもしれない。しかし、対応する二つの箇所を挟み込まれたこの違いに着目することによって、逆に、本書の性格の一端が自ずと浮かび上がるのではないだろうか。

まず、今問題にしているこの詳密な解説が、日本人向けに独自に補ったものか、それとも、何らかの典拠に基づいているのかを考えたい。

管見の限りでは、本書に実によく似た解説が、ハビアン不干斎著の『妙貞問答』（二六〇五年）にも存する。当該箇所を見ておこう。

参考1 尚近く身の上に取て見玉へ。目口耳鼻を先きとし、五  
 鉢六根の備て、かやうに生れ出る事は、父も其故を不ず、母も  
 謂れをはきまへず、本より吾力にもあらざれば、此計手、など  
 かなくて侍らん<sup>29</sup>

『妙貞問答』のこの箇所が「くわん念の条々」にかなり通ずるものであることは明白であろう。両者は、おそらく何らかの共通する

文献に基づいたと思われるほど近似しているのである。続いて、『妙貞問答』ほどではないにしても、「くわん念の条々」の喩えといくぶんか類似する文献としてアレックスサンドロ・ヴァリニャーノ著『日本ノカテキズモ』の次の記事が指摘できる。

参考2 喩ハ黄金の盃ヲ作「ラ」ントスル時、其マテリアトナル黄金、入「ル」事ナリ。其上ニ盃ト成「ル」処ノ形ヲ与ル事肝要ナリ。其形チハホルマナリ。<sup>30</sup>

「くわん念の条々」に見られる形相（ホルマ）の「鍋」と質料（マテリア）の「鉄」を『日本ノカテキズモ』に見られる形相の「盃」と質料の「黄金」と同一のものと見なすのは、確かに無理である。しかし、少なくとも金属を溶かして形を与えるという説明の仕方として、両者にはかなり似通うところが認められ、当時ごく普通に行われた喩え方であったことが窺われる。「くわん念の条々」に挿入された段落の出典を特定するのは、現在残された資料からは困難であるが、当時の諸書に散見される記述から、このような情報を補足できる文献が十分流布していたことがわかる。

さて、当該解説が何らかの典拠に基づいているとすると、次には、なぜ *Guía*... にまったく見られない解説を、別の資料によって補う必要があったのか、という問いに展開するであろう。

「くわん念の条々」の内容は、物事の存在原因についてスコラ神学的な観点から論じたものである。具体的には、万物が三つの原理（かうぎ・まてりある）「質料因」、「かうぎ・ほうるまる」（形相因）、「ゑひしゑんて・かうぎ」（始動因）から発していることが述べられている。要するにありとあらゆる物事が、天主と同定される第一根元者を抜きにしては、生まれ得ないという考え方である。

ところがこのような説明は、*Guida*…あるいはその読者たるヨーロッパ人たちにとつては、改めてするまでもない、広く知れ渡った事柄であった。そのため、*Guida*…においては、「くわん念の条々」に見られるような初歩的な記述は「よく知られていることなので」省略されているのである。

しかし当時の日本では、キリスト教的な創造論は、決して一般常識と見なされておらず、宣教師たちは、開教当初から、日本人の間でそのような概念が欠乏していることに気付いていた。たとえば、ザビエルは一五五二年の書簡で「この「仏教の」九つの宗派のうちで、天地創造や靈魂の創造について話している宗派は一つもありません<sup>31</sup>」と述べている。また、一五五七年頃の『誤謬の要録』には、「彼ら「日本人」は世界の創造についての知識がなんらないし、彼らの知識は現代から二千年以上まえまでさかのぼらない<sup>32</sup>」とある。

このような状況を見て、ザビエルは初歩的な教理教育の中に第一根元者による創造の説明を取り入れることにした。布教初期に鹿児島

島で作成された教理説明書には「天地創造について彼らが知っていなければならない必要なこと<sup>33</sup>」が含まれていた。また、ザビエルによって定められたこの教理教育構想には、フロイス曰く「まず彼らに証明するのは、世界万物の創造主が存在すること、世界には初めがあつて、「彼らのある人々が信じるように」、永遠のものではないということ（下略）<sup>34</sup>」とある。

かく見ると、創造の業はイエズス会によって日本に導入されたまったく新奇な事柄であり、それが早くもザビエルによって定められたキリシタンの教えの説明順序に含まれていたこととなる。例4において、「くわん念の条々」と*Guida*…との間には大きな違いがあることは認めざるを得ないが、それはあくまで日本人を意識した補足的な説明を付加しているのであつて、両資料の関係を否定する根拠にはならないと考えられる。かえつて、「くわん念の条々」という資料がどのように編まれたのかという問題を探る上で、重要な手掛かりを与えてくれるものである。

### 3 本資料の性格

前章までは、「くわん念の条々」が*Guida*…の一部を翻訳し、適宜他の資料を駆使して作られたことについて論じてきた。では、それはどのような目的で作成されたものであろうか。『吉利支丹抄物』

の内容および形態の面からこの問題に迫りたい。

ここまで多くの紙幅を費やして分析してきた「くわん念の条々」は、「天的な恩恵」を主題としている。この事柄は、かつてキリシタンの信仰生活の中で、とりわけ説教の場で、重要な役割を果たしたものである。このことを解明する上で好適な資料として、十六世紀末に遡る説教マニユアル *Avisos que pueden ayudar a los que hacen el oficio de predicar en Japon* (1597) 『日本において説教師の役を務める人々に役立つ諸助言』(以下 *Avisos* と略称) の中から、次のような箇所が指摘できる。

(ア) また、他に、効果的に徳操「に励むこと」を促し、悪徳を憎むように論ず、最も強い動機のもとめを用意しておくべきである。それはすなわち、最後の四終、天的な恩恵などの材料の要約である。<sup>(36)</sup>

(イ) 一般的に行われる談義には、あるいは日曜日や祝日に教会においてする普通の談義、あるいは田舎において、キリスト教を布教させるためにする、臨時的な談義がある。(中略) キリスト教を布教させるなどの、臨時的な説教の場合、それほど福音に縛られる必要がない。<sup>(36)</sup>

(イ) の引用にあるように、談義には二つの種類がある。一つ目は、日曜日や祝日に教会で行われるもの、もう一つは田舎で臨時的に行われるものである。むろん、一つ目は、教会という施設およびキリスト教的な安息日の存在を前提としており、キリシタン宗門がある程度定着している環境でしか成り立たないものである。その場合、朗読される年間の福音の内容に沿って談義すべきとの規定である。二つ目は、田舎の説教の場合、福音に沿って説教を説く必要がないことが明記されている。そして、具体的にいかなる内容を取り上げるべきであるかについては、(ア) から読み取ることができる。すなわち、日本人に最も好適な説教素材として「天的な恩恵」が挙げられているのである。これが、本稿において論ずる「くわん念の条々」の主題と見事に合致していることはや縷言を要しない。<sup>(37)</sup>

そしてそのような内容を持つ具体的な資料の一つが、他ならぬ『ぎやどペかどる』だったことをここで強調しておきたい。『ぎやどペかどる』が説教素材として直接に用いられた事実は、すでに諸先輩学によって指摘されている。<sup>(38)</sup> 当時のキリシタン書の読まれ方には説教に通ずる側面も備わっており、具体的には信者の集会などで、『ぎやどペかどる』が実際に読み聞かせの対象とされた例が多数あるのである。説教マニユアル *Avisos* には、著名な説教師の作品に頼ることが大いに奨励されているが、前稿ですでに指摘しておいたように、具体的な書名を窺わせる資料には『服務規程補遺』がある。

(ウ) 十一、原始の教会においても常の習わしであったように、説教の代わりに、日曜日に度々住民に霊的な書籍を読み聞かせること。この聖なる習慣を導入する神父たちに、説教にとって大いに有益となる事柄「の選択」を任せ、そのために *Guía de peccadores*, Gerson<sup>(41)</sup>、あるいは *Misterios del Rosario* や、*Libro de Fides* [*Sumario de la Introducción del Símbolo de la Fe*] を援用すること。<sup>(41)</sup>

上記の記事は、宣教師のいない田舎の教会において行われる説教の一形態に関する規定である。その具体的な姿とは、民間的な指導者(いわゆる「看坊」)のもとに定期的に集まる信者に対して、説教の代わりに霊的な書籍を朗読することである。このような文脈において、一般信者の世話役であった「看坊」をれっきとした説教師として位置付けることができるが、それよりも「看坊」が用いるべき具体的な説教素材が挙例されていることが本稿にとって極めて重要である。ここに挙げられている *Guía de peccadores* と *Libro de Fides* (『信経入門』) はルイス・デ・グラナダの代表作であるが、それらが優勢を占めていることは見逃せない事実である。これまでは *Guía de peccadores* について読み聞かせの素材として利用されたことが指摘されてきたが、この『服務規程補遺』に照らしてみると、彼の著作群全体が説教と強い関係を持っていたと考えるとよい。そう

すると、ルイス・デ・グラナダを直接の典拠とする本『吉利支丹抄物』も、説教の場の手控えとして用いられたとしても何ら不思議ではない。

そしてまたその説教との関わりは、本書の体裁面に視点を定めても支持されることである。『吉利支丹抄物』の体裁の面に視点を定めよう。新村出氏が革表装にされた本書のことを「袖珍ノートブック」と呼んでいる。同氏の見解に従いつつ、具体的に『吉利支丹抄物』がいかなる手帳(ノートと呼ぶことがある)であったのか、考えてみたい。その際、もう一つの説教マニュアル *Regulae Provinciae Japoniae. Reglas de los Hermanos predicadores* (1592) 『日本管区の規則。イルマン説教師のための諸規則』(以下 *Reglas* と略称) に見られる、二種類の談義に対応する二種類の説教ノートに関する指示が大いに参考になろう。

(エ) 年間の福音書の最初の部分を書き、彼らが聴聞または朗読する福音書の関連事項を書き込んでいくために、一枚ないし数枚を各福音書のために白紙のままにしておく、「冊の手帳を各自が所持するのが説教師にとって有益であろう。また、他に一冊の手帳に、共通の徳操と悪徳についての文章」を書き込み、年間に読んだ事柄、あるいは聴聞した事柄を加筆していくため

に、それぞれの美德か悪徳ごとに、一枚ないし数枚の白紙を残しておくべきである。<sup>(43)</sup>

(エ) から、説教師が各自で二種類の手帳を用意すべきとされていたことがわかる。一つ目は、年間の福音書に関する事柄、二つ目は徳操と悪徳に関する事柄を書き込むためのものである。『吉利支丹抄物』はそのうちの二つ目の手帳にあたるのではないかと考えたが、それは内容の面からのみならず、形態の面、とりわけ白紙を残すことに関する記述からもわかるのではなからうか。本書の墨付き丁は約一三八丁を数えるが、墨付き丁の間々には白紙が挟まれている。それらの白紙は必ず一丁あるいは半丁単位で残されており、文書の構成上などの理由から生じたものではない。むしろ、このような余白丁は意図的に残されたと見るべきであって、そう見るならば、『吉利支丹抄物』はマニュアルに指示された作り方と見事に一致するものと言いうことができよう。この点において『吉利支丹抄物』の記入の仕方は例外的ではなく、他に類例として『パレット写本』が指摘できる。<sup>(44)</sup> 白紙を残すことはおそらくこの手のノートを作る際の決まり事の一つなのである。

いずれにしても、上記の引用から当時の説教師によって二種類の説教ノートが作られ、使い分けられたことが明らかである。そして、『吉利支丹抄物』は、その中のどちらかと言えば、田舎の臨時的な

説教の場で用いられたものの方により近いと認められる。

#### 4 *Guía de pecadores* の抄訳があつたと考えてよいか

これまでは、「くわん念の条々」が *Guía...* に典拠を持つことを説明し、それを含めて本書『吉利支丹抄物』が「看坊」に利用された一種の説教ノートとしての性格を備えていることを明らかにしてきた。ただし同じ *Guía...* の翻訳である『ぎやど』は必ずしも本書とは一致するものではなかった。この事実は何を意味するのであるうか、今やこうした疑問に答える段階に差し掛かったのである。*Guía...* が日本に流布していたか否かはもはや論を俟たないが、本稿の着目はむしろ、『ぎやど』以外に *Guía...* の抄訳が試みられたと考えてよいか否か、にある。つまり、日本における原著の受容をめぐる問題である。

それを考える際、一助となるのは、一六〇〇年の年報に見られる、『ややど』の出版に関する箇所である。「(...) el libro llamado Guía de Peccadores de Frei Luis de Granada em dous tomos traduzido em exselhente linguaem e estilo de Japon」<sup>(45)</sup> (見事な日本の言葉と文体で訳された『ぎやど』と題されたフライ・グラナダのルイスの二巻本) とある。

この記事で特徴的なのは、それが単なる報告にとどまらず、翻訳

書の完成度の高さに賛詞をつらねていることである。いったいなぜ、『ぎやど』の美文を称賛する必要があったのであろうか。このような記述の仕方によって、それほど出来栄えがよくない、『ぎやど』の異訳が別に流布していたという可能性が浮かび上がってくるのである。

ルイス・デ・グラナダの著作がいつから日本で用いられるようになったか、その上限は定かではない。しかし、少なくともその日本語翻訳事業の嚆矢を、出版活動が開始されるより早い時代に求めることができるのは明らかである。たとえば、一五八九年九月二十日付けの次のような記録がそれを裏付ける。「(有馬)は毎土曜日には聖堂は信者で一杯になった。彼等信者達に対し、パシオンに就てのグラナダのフライ・ルイスの日本語訳の黙想書が読まれていた。そして、それは信者達を大いに満足せしめていた<sup>47)</sup>」。現在に伝わらぬ、ルイス・デ・グラナダの邦訳書が、説教代行を思わせる場で朗読されたことがわかる。

しかし、彼の著作の翻訳史はさらに遡るべきである。前稿で指摘しておいたことであるが、一五八四年八月にルイスに面会した天正少年使節は、邦訳された同師の著書を複数所持していた。この事実が『九州三侯遣歐使節行記』(Tratado dos embaixadores japões que forão de Japão a Roma no ano de 1582) に記録されている<sup>48)</sup>。そこでは具体的な書名は挙げられていないが、前稿で詳述したように、日本

に確実にもたらされたルイスの原著書の出版年から判断すると、Guia... がその中に含まれていた可能性はきわめて高い。しかしたとえその中に、Guia... の翻訳書が含まれていたとしても、一五九九年に刊行された『ぎやど』とまったく同一のものとは限らない。むしろ、刊行に付すまでにかんがりの期間があるため、改訳されたり、より完成度を上げたものが刊行されたと考えるのが妥当であろう。本書に含まれる「くわん念の条々」など Guia... の抄訳は、その長崎版『ぎやど』出版以前に作られていたものの一つに数えられるのではなからうか。

以上のように考えると、ルイス・デ・グラナダの著作は早くから、かつ盛んに、日本語に訳されていたことがわかる。そしてそれはまた、同時代に数種類の訳書が地域によって流布していたということにもなるであろう。このような状況の中で、イエズス会が翻訳書の統一を目指すことは自然の成り行きであろう。たとえば、日本において最も早くから訳され、版を重ねた『どちりな・きりしたん』の一定の翻訳書の利用について、一五九二年二月の日本第一回管区総会議 (Primera Congregación de Japon) の議事録「キリスト教理に(ごうつ)には次のように記されている。

(前略) 日本人修道士たちがわれらの言葉を知らぬことから、

これまで種々日本語に訳されている。(中略)今やすでに日本語に十分精通した神父たちと日本人修道士たちによってすべてを熱心に調査されて後、(中略)巡察使師の指図によって「どちりな・きりしたん」という本が日本語版で出版された。そして巡察使師が決定したように、最近出版されたどちりな・きりしたんとは別の訳のどちりな・きりしたんの祈祷・問題集が教えられぬようにすれば非常に結構であろう、と総会議は考えている。こうしてキリスト教全体に統一が現れるようにするのである。またわれらの総会長師がこのこと自体をわれらの布教長たちに勧めて下さるよう、総会議はわれらの総会長師に要請する。<sup>⑩</sup>

この記録で注目すべきは、語学力の不足のため、これまで *Doctrina Christiana* の複数の翻訳が試みられてきた、という点である。そして、新訳の決定版ができて以来、旧訳はすべて廃止することになったのである。このような翻訳書の採用・廃止の方針は、祈りなどを集めた *Doctrina Christiana* に最も強く求められたであろう。しかし、意見の統一を重視したイエズス会という組織の性格から考えると、ありとあらゆる書物について、この原則を貫き、共通の翻訳書を用いたことであろう。少なくともそのように努めたことは疑いないところである。

おそらく *Guía*... の場合も、数種類の訳書が並行的に用いられたというよりも、ある時点で古い訳から新しい訳に切り替えたと考えの方が妥当であろう。「くわん念の条々」に見られる *Guía*... の翻訳は、統一後の新訳としての『ぎやど』出版以前の一段階古い時代の旧訳の一部と位置付けられるのではあるまいか。

## 結び

以上の考察をまとめると、次の通りとなる。

- 一、『吉利支丹抄物』には、サラマンカ版 *Guía de pecadores* の影響がたまなく認められる。
- 二、本書には、「くわん念の条々」を中心に、『*Guía de pecadores*』と酷似する内容を持つ部分がある。
- 三、「くわん念の条々」の言葉遣いは、長崎版『ぎやどべかどる』と異なる。
- 四、『吉利支丹抄物』の内容・体裁上の諸特徴には、当時の説教マニユアル (*Avisos*、*Reglas*) の指示と一致するところがある。

これらを前提にすると次のようなことが指摘できる。

一、「くわん念の条々」は、*Guia de pecadores* に典拠を持つ翻訳物と思われる。なお、部分的には他の資料が参考にされたことが窺える。

二、長崎版『ぎやどぺかどる』に先行する *Guia de pecadores* の抜粋的な旧訳が存在した蓋然性が高い。失われた複数の翻訳があったことは、これまで *Doctrina Christiana* についてはよく知られていた。本稿によって、それ以外の資料にもそれが存在していたこと、およびその実例が確認されたことになる。

三、「くわん念の条々」は説教素材の役割を果たしたと考えられる。

前稿では、本書最大の章節である「七ヶ条」が *Tratado de la oracion y mediacion* の翻訳であること、およびその原拠が本書の他の部分にまでは及んでいないことを指摘し、それによって本書が複数の書物からの寄せ集めであることを論証した。本稿ではその寄せ集められた資料を具体的に挙げることで、本書の一集成としての様相をより明確に示し得たと思う。ある一つの欧文文献を骨子にして、それにあたえば第2章の例4で創造論についての解説の有無に注目して考察したように、日本に欠けた創造論の解説を加えたりすることには、日本人により適合するテキストを作り上げようという

作成者の意図が働いたと考えたい。

本稿を閉じるにあたり、本資料全体についてもう一つのことを指摘しておきたい。ここまで検討してきた「くわん念の条々」とは、言わば「天的な恩恵」を主題とする章節であるが、同種の内容を扱う文書は実は『吉利支丹抄物』にもう一箇所にあるということである。「一七日にわくる最初のめぢさん（黙想）の七ヶ条」の「どみんご」（日曜日）にあたる部分がそれである。「どみんご」の主題は「Dos の御恩」であるが、その冒頭部分を見ると、「さる程にでうすの御恩と申奉る事限りなしと云共、いかにも大き成を選び五ヶ条につもつて其を題もく」「思案すべき也。」には御作の御恩。二には納め給ふ事」（91丁オ〜91丁ウ）云々とある。すなわち、天主が垂れる数多の恩恵の中から五つを列記し、その第一を「御作の御恩」としているのである。それは、本稿で言及してきた「くわん念の条々」と内容的に重複する事柄である。そして重複するこれらの部分は、まさしく代表的な説教素材として説教マニユアル *Manus* に明記された事柄でもあり、そこには、本写本の筆者が記録すべき文章の採択基準を垣間見せるものがあるのではなからうか。すなわち本書の筆者は、本書を整然とした一冊の書物にまとめようとしたというよりも、説教のための素材を控えておくという一貫した目的に合った文書を複数の資料から摘記し、説教ノートを作成していったように考えられるのである。新村出氏の付した『吉利支丹抄物』という仮



題はその意味で優れて実態に即するものと言えるのである。

本書にはなお多くの掘り下げべき問題が含まれていると思われる。それらの考究は今後に期することとして、ここでは、「くわん念の条々」を中心に、『*Guía de pecadores*』『ぎやどべかどる』との関係について明らかにし、そこから浮かび上がってくる当時の翻訳事業の状況の一端について考えるところを述べた。諸賢のご批正を請う次第である。

注

- (1) 新村出「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹抄物」『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第七冊、京都帝国大学文学部考古学教室、一九二三年。
- (2) 橋川正「北摂より発見したる切支丹遺物について」『史林』史学研究会編第六巻第一号、一九二二年・浜田耕作「西教史上の新史料の発見」『百済観音』東京・イデア書院、一九二六年。
- (3) 『葡 *meditação*』黙想。
- (4) Sobczyk M.『東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』の成立について』『国語国文』第八十一巻第六号、二〇一二年、一―二四頁。
- (5) [padre] の合字。
- (6) 翻刻は、筆者が私に作成したものである。その際、適宜漢字をあて、句読点を付けた。
- (7) [Arsenius] (三五四年頃～四四五年頃)。大聖アルセニオスと尊称された隠修士。『新カトリック大事典』I (上智学院新カトリック大事典編纂委員会編、東京・研究社、一九九六年)、二〇九頁による。

- (8) Cuervo, Justo, *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo X. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentesnebro, 1906, p. 453.

- (9) 邦訳は筆者による。「」以内は筆者が補った語句である。以下同様。

- (10) 引用は、『キリシタン版ぎやどべかどる——本文・索引』第一冊・本文篇・漢字索引篇(豊島正之編、大阪・清文堂、一九八七年)、一〇七頁による。本篇は、落丁がない唯一の伝本である Biblioteca Apostolica Vaticana 蔵本を底本としている。なお、同書には漢字の読み方や記号が多数付されているが、引用に際しては、必要な場合を除いて一切省略した。

- (11) Cuervo, Justo, *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo I. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentesnebro, 1906, p. 71.

- (12) 本稿で取り上げる逸話は、『ぎやど』上巻に引用されている。中谷家に現存するのは、新村出が「零本一冊下巻だけの不完本」としている通り、下巻の写本のみである(新村出「撰政官台覧の吉利支丹遺物」『新村出全集』第八巻、一九七二年、三五〇頁)。それは、長崎版『ぎやど』の写しであることが、小島幸枝『ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究』(風間書房、一九九七年)から明らかである。なお、井藤暁子の「千提寺・下音羽のキリシタン信仰」(『大阪府文化財調査研究センター調査報告書』第四十集、一九九九年、二八六頁)では、東京大学総合図書館所蔵「どちらいなきりしたん」(旧中谷家本)の収納箱には、姉崎正治筆とされている一枚の紙片の記録があることが報告されている。その正体については不明であったが、本稿の筆者の調査では、それはまさに『ぎやどべかどる』上巻からの抜萃(前掲注(10)書、七三頁にあたる)であり、これによって、完本は現存しないものの、上巻も本地域に伝播していたことが窺い知れよう。

- (13) 前掲注(11)書、p. 24.

- (14) 前掲注(10)書、三二頁。

- (15) 前掲注(11)書、p. 24.
- (16) 他から受けたことに対して、それに報いる義務を負う。(中略) キリシタンにおいて、神や他の人から恩恵を受けたのに対して、それに報いるだけのことをする義務を負う意に用いられる。『時代別国語大辞典 室町時代編 一』土井忠生(編修代表)・室町時代語辞典編修委員会編、三省堂一九八五年、六七七～六七八頁。
- (17) Xixxin. シキシシ(色身) Iro. mi. (色、身) 肉体。『日葡辞書——邦訳』土井忠生・森田武・長南実編訳、岩波書店、一九八〇年、七七六頁。Rocon. ロッコン(六根) 日本人の言うところによれば、五つの外面的感官と、総合的感官との、六つの感官。同書、三八九頁。ここは、感官を備えた全身の意か。
- (18) Vadi. qu. ita. ワキ、ク、イタ(分き、く、いた) また、詩人の間では、理解する、あるいは了解するという意。例、Vaqueatamoni(分く方もない) わからない、すなわち、ある物事を識別したり、考えめぐらしたりする術がない。前掲注(17)書、六七八頁。ここは、識別の意か。
- (19) 前掲注(10)書、三二～三三頁。
- (20) 前掲注(11)書、pp. 24-25.
- (21) 前掲注(10)書、三三頁。
- (22) 前掲注(11)書、p. 24.
- (23) 鑄型の意か。Icata. イカタ(鑄型) 弾丸や像などを鑄造する型。前掲注(17)書、三三三頁。
- (24) Icaxi. su. aita. イカシ、ス、イタ(生かし、す、いた)。今にも死にそうになっている人を生き返らせる、すなわち、命を助ける。前掲注(16)書、三三三頁。
- (25) [西・葡 causa material' 拉 causa materials] 質料因。
- (26) [西・葡 causa formal' 拉 causa formais] 形相因。
- (27) [西・葡 causa eficiente' 拉 causa efficiens] 始動因。
- (28) 前掲注(10)書、三二頁。
- (29) 鷲尾順敬編『日本思想闘争史料』第十卷、名著刊行会、一九六九年、四一頁。京都で著され、キリシタンの立場から日本在来の宗教を論駁する書である。妙秀と幽貞の両尼の間答形式をとっている。
- (30) 海老沢有道・松田毅一『エヴォラ屏風文書の研究』東京・ナツメ社、一九六三年、一四三頁。
- (31) 『聖フランシスコ ザビエル全書簡』河野純徳訳、東京・平凡社、一九八五年、五三三頁。
- (32) ゲオルク・シュールハンマー『イエスス会宣教師が見た日本の神々』安田一郎訳、青土社、二〇〇七年、一三三～一三四頁。
- (33) 前掲注(31)書、五二六頁。
- (34) フロイス『日本史』三、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、一九七八年、三三三頁。
- (35) Alvarez-Taladriz, José Luis. *Miscelanea Japonica I. Arisios y Reglas de los Predicadores de la Compañia de Jesus en Japon*. Osaka: 1978. pp. 131 (20)-130 (21).
- (36) Item, tenga otro sumario de los motivos más graves que sean de más eficacia para persuadir a las virtudes y exhortar a aborrecer los vicios, como es tener resumida la materia de los Novisimos, los beneficios divinos, etcétera. 前掲注(35)書、p. 128 (23).
- (37) いわゆる「最後の四終」もまた、『吉利支丹抄物』の最大の章節「一七日にわくる最初のめぢさんの七ヶ条」と一致していることについては、すでに前稿において述べた通りである。前掲注(4)論文。
- (38) 福島邦道編『ぎや・ど・べかどる』「解説」、東京・勉誠社、一九八一年、三～八頁・小島幸枝『ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究』東京・風間書房、一九九七年、一五～一九頁・折井善果『キリシタン文学における日欧文化比較——ルイス・デ・グラナダと日本』キリシタン研究第四十七輯、

- 東京・教文館、二〇一〇年、七九～八六頁。
- (39) 〈邦訳〉第四。自分の役をよく務めるために、堪能な説教師のいくつかの説教を持つておへんことも、大いに助けになるであらう。それから、「説かれる」事柄だけではなく、順序や話し方を学ぶためである。「Tambien ayudará para hacer bien su oficio tener algunas predicaciones de buenos predicadores, para aprender de ellos no solamente las cosas sino tambien el orden y modo de decirlas. 前掲注 (35) 書 p. 126 (25).
- (40) *Contemptus mundi* の *Joanne Hayo. De Rebus Japonicis, Indiciis, Et Peranis Epistolae Recentiores*. Antverpiae, 1605, p. 469. には「Contemptus mundi, vel Gerson」の見え、当時の認識が窺える。
- (41) Valignano, Alejandro. *Sumario de las cosas de Japon (1583): Adiciones del Sumario de Japon (1592)*, editados por José Luis Alvarez-Taladriz. Monumenta Nipponica monographs 9, Tokyo: 1954, pp. 167-168.
- (42) 「撰政宮台覧の吉利支丹遺物」『新村出全集』第八卷、筑摩書房、一九七二年、三四九頁。
- (43) Aprovechará a los predicadores tener cada uno un cartapacio en el cual tengan escritos los principios de los Evangelios de todo el año, dejando para cada Evangelio alguna hoja u hojas en blanco, donde irán escribiendo los puntos que oigan o lean pertinentes a tal Evangelio, y otro cartapacio de lugares comunes de las virtudes y de los vicios, dejando para cada virtud o vicio alguna hoja y hojas en blanco para ir anotando entre año lo que lean u oigan pertinente a tal virtud o vicio. 前掲注 (35) 書 p. 126 (25).
- (44) 『バレット写本』の構成と白紙の位置については、川口敦子「朗読集 (Lectonarium) としてのバレット写本所収文書」『京都大学国文学論叢』九、二〇〇二年、三八～三九頁を参考にした。
- (45) 尾原悟「キリシタン版について イエズス会日本年報を中心に(三)」『上智史学』第三十一号、一九八六年、二頁。
- (46) ただし、下線の部分に関しては、「見事な日本の言葉と(日本の)様式で訳された」という解釈も可能である。
- (47) Alvarez-Taladriz, J. L. 「ラウレス先生の「こんべえ糖」『ピブリア』天理図書館報、第十一号、昭和三十三年(一九五八)年の復刻版、天理・天理大学出版部、一九七〇年、一〇頁。
- (48) ルイス・フロイス原著、岡本良知譯註、東京・東洋堂、一九四二年、七七頁。
- (49) 『日本のカテキズモ』家人敏光訳編、天理図書館参考資料第七、天理図書館、一九六九年、三二四頁。
- (50) デウス「拉 deus」天主、神を意味するローマ字表記による合字。

参考文献

- Alvarez-Taladriz, José Luis. *Miscelánea Japónica I, Avisos y Reglas de los Predicadores de la Compañía de Jesus en Japon*. Osaka, 1978
- Quervo, Justo. *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo I, Tomo X. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentenebro, 1906
- 折井善果「キリシタン文学における日欧文化比較 ルイス・デ・グラナダと日本」キリシタン研究第四十七輯、東京・教文館、二〇一〇年
- 尾原悟「キリシタン版について イエズス会日本年報を中心に(一)(三)」『上智史学』第二十八号、一九八三年／第二十九号、一九八四年／第三十一号、一九八六年
- 小島幸枝「ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究」東京・風間書房、一九九七年
- 新村出「撰津高槻在東氏所蔵の吉利支丹抄物」『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊、一九三三年

Valignano, Alejandro. *Sumario de las cosas de Japón (1583): Adiciones del Sumario de Japón (1592)*. Alvarez-Taladriz, José Luis, Monumenta Nipponica monographs 9, Tokyo, 1954

謝辞

前稿に引き続き、資料の提供に快く応じてくださった東満理亜氏に深く御礼申し上げます。